

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律について

総務省

人事院の意見の申出を踏まえ、公務において活躍することが期待される有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者同行休業制度）を創設するもの

経緯

・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

「女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む」こととされ、その具体策の一つとして「配偶者の転勤に伴う離職への対応」が掲げられた。

・内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）が人事院総裁に必要な対応を検討するよう要請（6月17日）

⇒人事院から「一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出」（8月8日）

概要

（1）休業の事由

職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすること

（2）休業の請求及び承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができる。

（3）休業の期間

3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば1回の延長可）

（4）休業の効果

職員としての身分は保有するが職務に従事せず、給与は支給しない。（退職手当の在職期間の取扱いにおいても、休業をした期間の全期間を除算）

（5）施行期日

公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日